

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザを振り返って

沖田賢治[†]（農林水産省消費・安全局動物衛生課長）

はじめに

昨年秋から今年春にかけてのわが国における高病原性鳥インフルエンザシーズン（北半球ではその年の秋から翌年の春にかけて本病が多発することから、本稿ではこれを「〇年シーズン」と称することとする：直近は2022年シーズン）は、発生件数（84件）、殺処分対象羽数（1,771万羽）ともに過去最多となった。特に採卵鶏での発生が多く（61件）、国内飼養羽数の1割以上に相当する1,654万羽の採卵鶏が殺処分対象となったことから鶏卵需給への影響が懸念される事態となった。

わが国における高病原性鳥インフルエンザは、2003年シーズンに79年ぶりに発生して以降、数年に1度の頻度で散発的に発生していたが、直近は2020年シーズン以降3シーズン連続の発生となっており、毎年わが国で越冬する渡り鳥が飛来する季節になると養鶏生産者をはじめとする関係者が警戒態勢で発生予防に臨み、渡り鳥が北帰行を終える春までその緊張の継続を余儀なくされる状況となっている。

一方、海外に目を向けてみると、本病の発生リスクはわが国以上であり、特に北米や西欧においては、2021年シーズンが春以降も継続し、途切れることなくそのまま2022年シーズンに入っていく、まさに常態化の様相を呈する事態となった。この背景には、渡り鳥が持ち込んだ鳥インフルエンザウイルスがカラスや猛禽類など留鳥に侵入し、渡り鳥の北帰行後も環境中に高い濃度で滞留して家きん農場へ侵入する伝播サイクルの関与が示唆される。実際、2022年夏には、英国やフランスなどヨーロッパ西部の沿岸部において、留鳥である海鳥のコロニーに本病の感染が多数確認され、その周辺地域で家きん農場の感染が継続して起こっている。加えて、2023年にはこれまで本病の発生が散発・限定的であった南米地域においてまとまった発生が確認され、特にペルーにおいては、鳥類のみならず海獣類にも多数の感染・死亡例が確認される事態となっている。このよう

に、高病原性鳥インフルエンザはわが国のみならず世界的にもこれまでにないほどリスクの高い状況となっていると言わざるを得ない。

こうした状況の中、わが国の家きんを本病から守るには、まずはなんと言っても農場の衛生状態を高いレベルで維持しウイルスの侵入を防ぐとともに、万一侵入があったとしても早期発見・早期封じ込めにより迅速にまん延を食い止めることが肝要である。そのために何をすべきであるか、来るべき2023年シーズンへの備えを万全とするため、過去最多となった2022年シーズンを総括してみたい。

2022年シーズンの発生状況

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザウイルスは、これまでになく早い時期から日本に侵入していたと考えられる。2022年シーズン以前で最も多発した2020年シーズンと初発日で比較すると、野鳥では約1カ月（10月24日→9月25日）、家きんでは約1週間（11月5日→10月28日）早くなっていた。つまり今シーズンはきわめて早い時期から環境中のウイルス濃度が高い状態が続いていたことが示唆される。また、家きんでの発生がこれまでみられなかった県（福島、鳥取、山形、沖縄、長崎、群馬）においても発生しており、全国どこでも発生リスクが高い状態であったことがうかがえる。

家きんでの発生を用途別、規模別でみると、採卵鶏が61件、肉用鶏が11件、サファリパークなどその他の用途が12件であり、採卵鶏では50万羽以上の大規模農場での発生（10件）もあり、結果としてこれまでで最多の殺処分羽数となった。また、採卵鶏の殺処分羽数が1,654万羽と国内総飼養羽数の1割以上に上ったことが、国内の鶏卵需給、特に加工向けの逼迫の一因となつたといえる。

2022年シーズンの発生から明らかになったこと

今シーズンの発生についての疫学調査結果の分析やウイルスの遺伝的解析は現在も継続しているが、農研機構動物衛生研究部門の研究により、遺伝的には3つのゲ

[†] 連絡責任者：沖田賢治（農林水産省消費・安全局動物衛生課長）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎ 03-3502-5994 FAX 03-3502-3385

E-mail : masatsugu_okita130@maff.go.jp

ループのウイルスが同時期に国内に広範囲に侵入していたことがわかっている。これら3つのグループは、2020年及び2021年シーズンに欧州で流行したものと、2021年シーズンにロシアや中国などで流行したものであり、これらが2022年夏にシベリアの繁殖地に渡り鳥が飛来した際に会合し、日本に飛来する渡り鳥によって国内に持ち込まれたものと考えられた。さらに、これらのウイルスが農場にどのように侵入したかについては、鳥取大学の山口教授らの分析により、発生鶏舎周辺の環境水からさまざまな野生動物の遺伝子が検出されたこと、ウインドウレス鶏舎であってもイタチ類などの動物が侵入していることが明らかとなっていることから、カモ類・ツル類などの野鳥により周辺環境中に高濃度のウイルスが存在し、それらの捕食などによりウイルスを保有したイタチ類などが鶏への感染源となる可能性が示唆される。特に、今シーズンの疫学調査によって、ウインドウレス鶏舎でも入気口付近の野生動物の存在や天井裏など普段目が届きにくい場所の野生動物侵入の形跡が確認されており、こうした野生動物についてさらなる警戒が必要であると考えられた。

農水省では、近く疫学調査結果の報告書を取りまとめ公表する予定（本稿執筆時点）であり今後さらに詳細な情報ももたらされることとなるだろう。

一方、2022年シーズンの防疫対応の状況を振り返ってみると、専門家からも「殺処分等のまん延防止措置を迅速に実施できている」との意見が出され、基本的には早期発見・早期通報及び防疫措置は適切にできていたといえる。

防疫措置について2020年シーズンと比較してみると、発生事例数及び殺処分羽数はいずれも今シーズンが上回っているものの、防疫措置完了までに要した日数は平均で約4日短縮（11.0日→7.1日）、特に50万羽以上の大規模農場においては約8日短縮（28.0日→19.6日）された。この迅速な防疫措置は2020年シーズンの発生を踏まえた対応強化によるところが大きい。特に大規模農場を対象として埋却等に備えた措置を徹底した結果、採卵鶏50万羽以上、肉用鶏20万羽以上の農場については全て埋却地を確保し、全体でも2020年7月時点から2022年7月時点の間に埋却地の確保に改善がみられている（未確保農場の割合6.7%→3.8%）。加えて、今シーズンは焼却処理を適切に活用することによって防疫措置を迅速に完了することができた（埋却56事例、焼却21事例、焼・埋却併用7事例）。

しかしながらさらなる改善が必要な課題も明らかとなっており、上述のように、一般的にはバイオセキュリティレベルが高いと考えられているウインドウレス鶏舎・大規模での発生も多く、入気口や屋根裏など普段目が届きにくいところの野生動物侵入対策、農場周辺のた

め池対策や死亡鶏保管庫といった共同施設における交差汚染防止対策といったバイオセキュリティ上の課題に加え、今シーズンの大規模農場における防疫措置の実施状況を踏まえ防疫対応における発生農場の役割の明確化が必要といった課題に対しても適切に対処していくことが必要である。

さらには、50万羽以上の大規模農場（10事例、いずれも採卵鶏）における殺処分対象羽数が948万羽に上り、鶏卵需給に影響を与えたことから、殺処分の影響緩和のための農場の分割管理についても課題となった。本病のまん延防止のためには早期の摘発とともに感染を迅速かつ確実に封じ込めることが必須であり、患者または疑似患者が確認された農場の家きんは迅速に殺処分することが必要である。一方で、飼養衛生管理基準や「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部変更）」に従い、人、モノ等の動線を分け、飼養衛生管理を一体的に行っている範囲（衛生管理区域）を一つの農場とすることで農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことは現行制度の中でも対応可能であり、家きん疾病小委員会等の専門家も「現場で検討しうる」としている。こうした分割管理の選択については、新たに必要となる投資（コスト）と殺処分がもたらす損失（リスク）のバランスについて経営者自らの判断が必要となるが、殺処分が分割された農場の範囲内で実施されることが可能となることから、殺処分の影響を緩和する一助となりうると考えられる。

2023年シーズンに向けた取組

これまでみてきた2022年シーズンにおける発生とその対応から得られた知見、見えてきた課題を踏まえ、次期2023年シーズンに向けてわれわれはどのような準備をすればよいだろうか。まずはなんといっても農場におけるバイオセキュリティの向上である。農場敷地内や鶏舎周囲の消毒の徹底、人の移動によりウイルスを持ち込まないための更衣、手指や長靴の消毒の徹底等基本的な衛生管理措置はもとより、ウインドウレス鶏舎であっても入気口や天井裏など普段目が届きにくい場所の点検、補修など野生動物侵入対策を今一度高いレベルに引き上げることが不可欠である。加えて、農場周囲のため池対策（野鳥忌避、地域での冬季落水の検討）・共同施設利用時の交差汚染対策など地域一体となって周辺環境対策を講じることが環境中のウイルス濃度低下、ひいては農場侵入リスクの低下につながる事が期待できる。

また、防疫措置を迅速に完了して早期にウイルスを封じ込めるには、埋却地の確保が重要であり、自治体等関係者との調整がつく場合には今シーズン行われたように適切に焼却を活用することも検討しうる。農林水産省に

においても、確保した埋却地がいざというときに活用できるのかあらかじめチェックできるよう都道府県が行う埋却地の試掘等の事前調査に引き続き支援を行っていくが、農場バイオセキュリティやため池対策等についても、これまでに得られた知見を踏まえてどのような支援が必要か引き続き検討していく考えである。

さらには、今シーズン課題となった防疫対応における農場の役割の明確化や農場分割管理については、家畜衛生部会に「飼養衛生管理指導等指針」の改正を諮問した（令和5年6月19日諮問）ところであり、8月下旬を目途に結論を得ることとしている。特に、農場分割管理については「指導等指針」の改正だけではなく、具体的に何に注意すべきかがわかる現場で活用可能な「分割管理マニュアル」を農林水産省から示すこととしている。

ま と め

本年4月7日の84事例目の発生を最後に新たな発生はなく、WOAH（国際獣疫事務局）の国際基準に従って、防疫措置が完了した4月14日から28日が経過した5月13日を開始日として、わが国は高病原性鳥インフルエンザ清浄化復帰を宣言し、WOAHのウェブサイトに掲載された。これをもってわが国の2022年シーズンについては一応一区切りついたと考えられるが、残念ながら世界のまん延状況を鑑みると、北半球において夏季の切れ目なく発生する傾向は2022年ほどではないにしても継続しており、今秋から始まる次期2023年シーズンにおいても、早い時期から今シーズンと変わらない最大限の警戒が必要となるといわざるを得ない。シーズンに入るまでの間に生産者、国や地方自治体の行政機関、業界団体等関係者が連携して、過去最多の発生となった今シーズンの教訓をしっかりと生かして農場バイオセキュリティの総点検、早期通報・早期封じ込めのための体制整備に取組、万全の体制で次期シーズンに備えたい。